

第3 社会福祉施設等概要

※補助率等欄 [ ]は整備費で国・県(中核市)・設置者の順  
( )は運営費で国・県・市町村の順

施設名		事業の概要	補助率等	備考	関係課	
保護施設等	救護施設 (生活保護法第38条)	心身の著しい障がいのため独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、生活の扶助を行う。	[1/2 1/4 1/4] (3/4 1/4 -※)	※市所管分は市1/4	社会福祉課	
	医療保護施設 (生活保護法第38条)	医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う。	補助制度なし			
	社会事業授産施設 (社会福祉法第2条)	心身上の理由あるいは世帯の事情により就業能力の限られた人に対し、就労や技能習得の機会を提供し自立させる。	[1/2 1/4 1/4] (3/4 1/4 -※)	※市所管分は市1/4		
	無料又は低額診療施設 (社会福祉法第2条)	生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う。(生活保護受給者及び、無料または10%以上診療費減免を受けた者の延数が、総取扱者延数の10%以上の診療所)	補助制度なし			
児童厚生施設	保育所 (児童福祉法第39条)	保護者の労働、疾病等の事情から家庭での保育に欠ける乳児または幼児を、保護者の委託を受けて保育する。	[1/2 - 1/4 市町村1/4] (民間 1/2 1/4 1/4) (公立 - - 10/10)		子ども未来課	
	児童館 (児童福祉法第40条)	児童の健全な遊び場として、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。	[1/3 - 2/3]			
		小型児童館	床面積217.6㎡以上。			
		児童センター	遊びを通して体力増進を図る、特別の指導機能を有す。床面積336.6㎡以上。			
児童遊園 (児童福祉法第40条)	児童の健全な遊び場として、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。	補助制度なし				
児童福祉施設等	助産施設 (児童福祉法第36条)	保健上必要があるにもかかわらず経済的理由から入院出産できない妊産婦を入所させ助産する。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/4 1/4)	県措置の場合、運営費は国1/2 県1/2	子ども家庭福祉課	
	乳児院 (児童福祉法第37条)	保護者のいない乳児等を入所させ、養育する。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/2 -)			
	母子生活支援施設 (児童福祉法第38条)	配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護し、自立を支援する。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/4 1/4)	県措置の場合、運営費は国1/2		
	児童養護施設 (児童福祉法第41条)	保護者のない児童等環境上養護を要する児童(乳児を除く)を入所させ、養護し、あわせて自立を支援する。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/2 -)			
	情緒障害児短期治療施設 (児童福祉法第43条の5)	軽度の情緒障がい有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、情緒障害を治療する。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/2 -)			
	児童自立支援施設 (児童福祉法第44条)	不良行為を行うおそれのある児童及び、家庭環境等の理由により生活指導を要する児童を入所させ、自立を支援する。	(1/2 1/2 -)			
	児童家庭支援センター (児童福祉法第44条の2)	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童相談所等関係機関との連絡調整を行う。	(1/2 1/2 -)			
	自立援助ホーム (児童福祉法第27条第7項)	義務教育を終了し、児童養護施設等を退所した児童で、自立支援が必要と認められる者を入所させ、生活指導や就職支援を行う。	(1/2 1/2 -)			
	福祉型障害児入所施設 (児童福祉法第42条第1号)	障害児の保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識技能の付与を行う。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/2 -)	障がい児関係施設		
	医療型障害児入所施設 (児童福祉法第42条第2号)	障害児の保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/2 -)			
児童発達支援センター (児童福祉法第43条)	児童発達支援事業所が行う障害児への支援に加えて、地域支援(保育所等訪問支援、相談支援)についても一体的に行う。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/4 1/4)				

※補助率等欄〔〕は整備費で国・県(中核市)・設置者の順  
 ( )は運営費で国・県・市町村の順

施設名		事業の概要	補助率等	備考	関係課	
児童福祉施設等	児童発達支援事業所 (児童福祉法第6条の2第2項)	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練のための支援(医療型児童発達支援においては、治療を含む。)を提供する。	〔1/2 1/4 1/4〕 (1/2 1/4 1/4)	障がい児関係施設	障がい者支援課	
	放課後等デイサービス事業 (児童福祉法第6条の2第4項)	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	〔1/2 1/4 1/4〕 (1/2 1/4 1/4)			
	保育所等訪問支援事業所 (児童福祉法第6条の2第5項)	保育所その他の施設に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	〔1/2 1/4 1/4〕 (1/2 1/4 1/4)			
	障害児相談支援事業所 (児童福祉法第6条の2第6項)	相談に応じ情報の提供や助言を行うとともに、障害児相談支援(障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助)を行う。 [障害児支援利用援助] 障害児(保護者)の意向をはじめ、心身の状況や置かれている環境等を把握・検討し、利用する障害児通所支援種類や内容等を記載した障害児支援利用計画案及び障害児通所支援利用計画を作成するとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整等を行うこと。 [継続障害児支援利用援助] 通所給付決定等を受けた後、障害児が継続して障害児通所支援等を適切に受けられるよう、障害児支援利用計画の見直し(モニタリング)を行い、障害児支援利用計画の変更又は新たな通所給付決定等の申請の勧奨を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整等を行うこと。	(1/2 1/4 1/4)			
	指定医療機関 (児童福祉法第6条の2第7項)	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	〔1/2 1/4 1/4〕 (1/2 1/4 1/4)			
母子福祉施設	母子福祉センター (母子及び寡婦福祉法第39条)	無料または低額な料金で、母子家庭に対し、各種相談に応じ、また生活及び生業指導等の便宜を総合的に供与する。	補助制度なし		子ども家庭福祉課	
	母子休養ホーム (母子及び寡婦福祉法第39条)	無料または低額な料金で、母子家庭に対し、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する。	補助制度なし			
老人保健・福祉施設	介護保険施設・事業所	介護老人福祉施設 (介護保険法第8条第26項)	入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とした入所定員が30人以上の特別養護老人ホーム。	〔定額・単県〕	定員1人当たりの配分基礎単価を基に算定	高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課
		介護老人保健施設 (介護保険法第8条第27項)	病状が安定している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とした施設。	〔定額・単県〕	1施設当たりの配分基礎単価を基に算定	
		介護療養型医療施設 (介護保険法第8条第26項)	病状が安定している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とした療養病床等を有する病院又は診療所。			

※補助率等欄 [ ]は整備費で国・県(中核市)・設置者の順  
 ( )は運営費で国・県・市町村の順

施設名		事業の概要	補助率等	備考	関係課
老人保健・福祉施設	介護保険施設・事業所 訪問介護事業所 (介護保険法第8条第2項) 介護予防訪問介護事業所 (介護保険法第8条の2第2項)	要介護者等に対して、その居宅において、介護福祉士等により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う。			高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課
	訪問入浴介護事業所 (介護保険法第8条第3項) 介護予防訪問入浴介護事業所 (介護保険法第8条の2第3項)	要介護者等に対して、その居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。			
	訪問看護事業所 (介護保険法第8条第4項) 介護予防訪問看護事業所 (介護保険法第8条の2第4項)	主治医が必要と判断した病状が安定している要介護者等に対して、その居宅において看護師等により行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行う。			
	訪問リハビリテーション事業所 (介護保険法第8条第5項) 介護予防訪問リハビリテーション事業所 (介護保険法第8条の2第5項)	主治医が必要と判断した病状が安定している要介護者等に対して、その居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。			
	居宅療養管理指導事業所 (介護保険法第8条第6項) 介護予防居宅療養管理指導事業所 (介護保険法第8条の2第6項)	要介護者等に対して、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導を行う。			
	通所介護事業所 (介護保険法第8条第7項) 介護予防通所介護事業所 (介護保険法第8条の2第7項)	要介護者等に対して、老人デイサービスセンター等に通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う。			
	通所リハビリテーション事業所 (介護保険法第8条第8項) 介護予防通所リハビリテーション事業所 (介護保険法第8条の2第8項)	主治医が必要と判断した病状が安定している要介護者等に対して、介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通わせ、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。			
	短期入所生活介護事業所 (介護保険法第8条第9項) 介護予防短期入所生活介護事業所 (介護保険法第8条の2第9項)	要介護者等に対して、施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。			
	短期入所療養介護事業所 (介護保険法第8条第10項) 介護予防短期入所療養介護事業所 (介護保険法第8条の2第10項)	病状が安定している要介護者等に対して、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。			
	特定施設入居者生活介護事業所 (介護保険法第8条第11項) 介護予防特定施設入居者生活介護事業所 (介護保険法第8条の2第11項)	有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。			
	福祉用具貸与事業所 (介護保険法第8条第12項) 介護予防福祉用具貸与事業所 (介護保険法第8条の2第12項)	要介護者等の自立支援や機能訓練のために適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、利用者の日常生活上の自立を助けるため、福祉用具の貸与を行う。			
	特定福祉用具販売事業所 (介護保険法第8条第13項) 特定介護予防福祉用具販売事業所 (介護保険法第8条の2第13項)	要介護者等の自立支援や機能訓練のために適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活上の便宜を図る。			

※補助率等欄 [ ]は整備費で国・県(中核市)・設置者の順  
 ( )は運営費で国・県・市町村の順

施設名	事業の概要	補助率等	備考	関係課
居宅介護支援事業所 (介護保険法第8条第21項)	要介護者の依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類、内容等を定めた計画を作成し、指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行い、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。			高齢者支援課、 認知症対策・地域ケア推進課
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (介護保険法第8条第15項)	重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回型訪問と随時の対応を行う。	[定額・基金]		
複合型サービス事業所 (介護保険法第8条第22項)	医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業所がサービスを提供する。	[定額・基金]		
夜間対応型訪問介護事業所 (介護保険法第8条第16項)	要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、その居宅において介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う。	[定額・基金]		
認知症対応型通所介護事業所 (介護保険法第9条第17項) 介護予防認知症対応型通所介護事業所 (介護保険法第8条の2第15項)	認知症の要介護者等に対して、老人デイサービスセンターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う。	[定額・基金]		
小規模多機能型居宅介護事業所 (介護保険法第8条第18項) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (介護保険法第8条の2第16項)	要介護者等に対して、その居宅において、または事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。	[定額・基金]		
認知症対応型共同生活介護事業所 (介護保険法第8条第19項) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 (介護保険法第8条の2第17項)	認知症の要介護者等に対して、その共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。	[定額・基金]		
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 (介護保険法第8条第20項)	入居者が要介護者、その配偶者等に限られる有料老人ホーム等であって、その入居定員が29人以下のものに入居している要介護者に対して、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。			
地域密着型介護老人福祉施設 (介護保険法第8条第21項)	入所定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対して、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。	[定額・基金]		
介護予防支援事業所 (介護保険法第8条の2第18項)	要支援者の依頼を受けて、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容等を定めた計画を作成し、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行う。			
地域包括支援センター (介護保険法第115条の46第1項)	地域ケアの中核機関として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置し、介護予防ケアマネジメント業務、高齢者総合相談支援・権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント業務を実施する。	※地域支援事業交付金(国39.5% 都道府県19.75% 市町村19.75% 保険料21%)[定額・基金]		

老人保健・福祉施設  
介護保険施設・事業所

※補助率等欄 [ ]は整備費で国・県(中核市)・設置者の順  
 ( )は運営費で国・県・市町村の順

施設名		事業の概要	補助率等	備考	関係課		
老人保健・福祉施設	介護保険以外の施設・事業所	養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4)	65歳以上の者で、家族や住居の状況等、現在置かれている環境の下で在宅において生活することが困難な者を入所させるとともに、必要な支援、訓練及び援助を行う。	[定額・単県]	被保護世帯から市町村民税所得割非課税世帯に属する者を対象	高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課	
		軽費老人ホーム (老人福祉法第20条の6)	原則60歳以上の者で、身体機能の低下、家庭環境等の理由により居宅で生活することが困難な者を低額な料金で利用させる。	(定額・単県) ※運営費補助は事務費のみ (ただしB型は補助対象外)	個人と施設との契約による利用。特定施設入所者生活介護の事業者指定を受けることも可能。		
			A型				事業の概要は上記のとおり。
			B型				A型に同じ、但し自炊が原則。
		ケアハウス	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど、工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。また、在宅サービスの利用が可能。				
		老人福祉センター (老人福祉法第20条の7)	地域の老人の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のために便宜を供与する。				
			A型	事業の概要は上記のとおり。 床面積495.5㎡以上。			運営主体は地方公共団体または社会福祉法人
			B型	A型の機能を補完。各種相談、教養講座等を行う。 床面積165～495.5㎡未満。			
		特A型	上記の他、健康増進に関する指導を行う。 床面積800㎡以上。		運営主体は市町村に限られ		
		生活支援ハウス (老人福祉法第15条)	独立して生活することに不安のあるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者向けに、老人デイサービス運営事業、住宅の提供及び地域における交流事業を総合的に実施する小規模の複合施設。	[定額・基金]			
老人憩の家	地域の老人に対して、無料又は低額な料金で教養の向上、レクリエーションの場を提供し、老人の心身の健康を図る。老人クラブ活動の拠点とされ、老人福祉センターより小規模なもの。		床面積495㎡の範囲内				
有料老人ホーム	高齢者を入所させ、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜を提供する施設。						
障がい者関係施設・事業所	障害者総合支援法に基づく施設・事業所	障害福祉サービス事業所	居宅介護事業所 (障害者総合支援法第5条第2項)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。	(1/2 1/4 1/4)	障がい者支援課	
			重度訪問介護事業所 (障害者総合支援法第5条第3項)	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行	(1/2 1/4 1/4)		訪問系
			同行援護事業所 (障害者総合支援法第5条第4項)	視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行う。	(1/2 1/4 1/4)		
			行動援護事業所 (障害者総合支援法第5条第5項)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	(1/2 1/4 1/4)		
			生活介護事業所 (障害者総合支援法第5条第7項)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄つ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/4 1/4)		日中活動系
			自立訓練事業所 (機能訓練・生活訓練) (障害者総合支援法第5条第13項)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	同上		

※補助率等欄〔〕は整備費で国・県(中核市)・設置者の順  
 ( )は運営費で国・県・市町村の順

施設名		事業の概要	補助率等	備考	関係課	
障がい者関係施設・事業所	障害福祉サービス事業所	就労移行支援事業所 (障害者総合支援法第5条第14項)	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	同上	日中活動系	障がい者支援課
		就労継続支援事業所 (A型＝雇用型、B型) (障害者総合支援法第5条第15項)	一般企業等での就労を希望する人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	同上		
		共同生活介護事業所 (ケアホーム) (障害者総合支援法第5条第10項)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	(1/2 1/4 1/4)	居住系	
		共同生活援助事業所 (グループホーム) (障害者総合支援法第5条第16項)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	同上		
		短期入所事業所 (障害者総合支援法第5条第8項)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	同上	その他	
		療養介護事業所 (障害者総合支援法第5条第6項)	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。	同上		
	障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	入所する人に、夜間、排せつ、食事の介護等を行う(施設入所支援)とともに、昼間、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う。	同上			
	一般相談支援事業所 (障害者自立支援法第5条第17項)	相談に応じ情報の提供や助言を行うとともに、地域移行支援や地域定着支援を行う。  [地域移行支援] 施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保やその他の地域生活に移行するための活動に関する相談を行うこと。  [地域定着支援] 居宅において単身で生活する障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態の場合等に相談等を行うこと。	(1/2 1/4 1/4)			
	特定相談支援事業所 (障害者総合支援法第5条第17項)	相談に応じ情報の提供や助言を行うとともに、計画相談支援(サービス利用支援及び継続サービス利用支援)を行う。  [サービス利用支援] 利用者(保護者)の意向をはじめ、心身の状況や置かれている環境等を把握・検討し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類や内容等を記載したサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行うこと。  [継続サービス利用支援] 支給決定等を受けた後、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に受けられることができるよう、サービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行い、サービス等利用計画の変更又は新たな支給決定等の申請の勧奨を行うとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行うこと。	(1/2 1/4 1/4)			
	地域活動支援センター (障害者総合支援法第5条第26項)	創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う。	(1/2 1/4 1/4)			
福祉ホーム (障害者総合支援法第5条第27項)	住居を求めている障がい者に低額な料金で、居室その他の設備及び日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援する。	(1/2 1/4 1/4)				

※補助率等欄 [ ]は整備費で国・県(中核市)・設置者の順  
 ( )は運営費で国・県・市町村の順

施設名		事業の概要	補助率等	備考	関係課	
障がい者関係施設・事業所	その他の障害者関係施設等	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉法第31条)	身体障がい者の各種相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、スポーツ等の場とな [A型] 同上。 床面積2,700㎡以上(県単位で設置) [B型] 外出や就労の機会が得られない在宅重度障がい者が通所し、創作、軽作業、生活訓練等を行う。	[1/3 2/3 -] ( - )		障がい者支援課
		補装具製作施設 (身体障害者福祉法第32条)	補装具の製作または修理を行う。	[1/2 1/4 1/4] ( - )		
		点字図書館 (身体障害者福祉法第34条)	視覚障がい者の求めに応じて点字刊行物や視覚障がい者用録音物の閲覧貸し出しを行う。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/2 -)		
		聴覚障害情報提供施設 (身体障害者福祉法第34条)	聴覚障がい者への字幕(手話)入りビデオカセットの製作や貸出し等を行う。	[1/2 1/4 1/4] (1/2 1/2 -)		
その他の施設	一時保護所 (児童福祉法第33条)	保護者の家出、虐待等により緊急に保護する必要がある場合や施設入所に備えて行動観察、生活指導を要する場合に、児童を一時的に入所させ保護する。	(1/2 1/2)		子ども家庭福祉課	
	地域福祉センター (国設置運営要綱規定)	地域住民の福祉ニーズに応じて、各種サービスや情報の提供を総合的に行い、住民の福祉増進、福祉意識高揚を図る。	補助制度なし	老人及び身障サービス、研修、相談事業等を実施	健康福祉政策課	
	市町村保健センター	住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う。	補助制度なし		健康づくり推進課	
	災害拠点病院	高度の診療機能や重症傷病者の受入機能を有するとともに、広域搬送への対応機能、医療救護チームの派遣機能及び地域の医療機関への応急用資器材の貸し出し機能を有する。	補助制度なし		医療政策課	
	救急医療機関	救急告示病院と病院群輪番制病院を指し、入院を必要とするような重症の救急患者に対応する。	補助制度なし		医療政策課	
	衛生検査所 (臨床検査技師等に関する法律)	都道府県知事(保健所設置市長)の登録を受け、医療機関等において、人体から排出、又は採取された検体について、微生物学的検査等の業務を行う。	補助制度なし		医療政策課	
	熊本県発達障害者支援センター (発達障害者支援法第14条)	社会福祉法人に委託し、発達障害者及びその家族の相談対応、発達障害者への発達支援及び就労支援、医療・保健・福祉・教育等の関係機関、関係者への発達障害に関する情報提供や研修、連絡調整等を行う。	(1/2 1/2)		障がい者支援課	